

旭医大達第54号
平成30年9月5日

国立大学法人旭川医科大学職員就業規則の一部を改正する規則を次のように定める。

旭川医科大学長 吉田 晃 敏

国立大学法人旭川医科大学職員就業規則の一部を改正する規則

国立大学法人旭川医科大学職員就業規則（平成16年旭医大達第160号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p>(略)</p> <p>第4節 異動 (配置換・出向等)</p> <p>第12条 職員は、業務上の都合により配置換、兼務又は出向（以下「異動」という。）を命ぜられることがある。</p> <p>2 職員は、正当な理由がないときは、前項に基づく命令を拒否することができない。</p> <p>3 出向を命じられた職員の取扱いについては、別に定める旭川医科大学職員出向規程（平成16年旭医大達第161号）による。</p> <p>4 第7条の規定は、配置換及び出向先から大学に復帰を命じられた場合に、これを準用する。</p> <p><u>(クロスアポイントメント制度) (新設)</u></p> <p><u>第12条の2 教員は、業務上必要と認められる場合、本学以外の他の機関（以下この項において「他機関」という。）との協定に基づき、他機関の職員の身分を有し、本学及び他機関の業務を行うこと（以下「クロスアポイントメント制度」という。）ができる。</u></p> <p><u>2 クロスアポイントメント制度の取扱いについて必要な事項は、別に定める</u></p>	<p>(略)</p> <p>第4節 異動 (配置換・出向等)</p> <p>第12条 職員は、業務上の都合により配置換、兼務又は出向（以下「異動」という。）を命ぜられることがある。</p> <p>2 職員は、正当な理由がないときは、前項に基づく命令を拒否することができない。</p> <p>3 出向を命じられた職員の取扱いについては、別に定める旭川医科大学職員出向規程（平成16年旭医大達第161号）による。</p> <p>4 第7条の規定は、配置換及び出向先から大学に復帰を命じられた場合に、これを準用する。</p>

(略)

附 則

この規程は平成30年9月5日から施行する。

【改正理由】

教員を対象としたクロスアポイントメント制度を新設するため
所要の改正を行うものである。

(略)